

# 山形県公報

平成26年2月18日(火) 第2521号

毎週火・金曜日発行

次 目

> 牛 ѫ

○災害等による県税の納期限等の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	134
○山形県水資源保全地域の指定の予定(環境企画課)	… 同
○生活保護法による指定医療機関の指定(健康福祉企画課)	… 同
○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出( 同 )	…135
The state of the s	… 同
○生活保護法による指定施術機関の指定( 同 同 )	… 同
○指定居宅サービス事業者の指定(村山総合支庁地域保健福祉課)	… 同
○指定居宅介護支援事業者の指定( 同 同	…136
○指定介護予防サービス事業者の指定( 同 同	… 同
○指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止( 同 )	…137
	… 同
o savey and o save and	… 同
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	… 同
○道路の区域の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・(置賜総合支庁建設総務課)	…138
	…139
	… 同
	… 同
○都市計画の変更の案の縦覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	… 同
( 1, 7	…140
	…141
○二級建築士の免許の取消し(建築住宅課)	… 同
	… 同
○県証紙売りさばき業務の廃止の届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	···142
選挙管理委員会関係	
告 示	
○政治団体の設立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	同
○政治団体の届出事項の異動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	143
○政治団体の解散・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	144
○資金管理団体の届出事項の異動	同

### 山形県告示第117号

平成23年4月県告示第344号(災害等による県税の納期限等の延長)において別に告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に主たる事務所又は事業所を有する者に係るもの(法人の県民税及び法人の事業税の納税者に係るものに限る。)は、その期限が平成23年3月11日から平成26年3月30日までに到来するものについて、同月31日とする。

平成26年2月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 指定地域

福島県(田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村及び相馬郡飯舘村に限る。)

### 山形県告示第118号

山形県水資源保全条例(平成25年3月県条例第14号)第9条第1項の規定により、水資源保全地域を次のとおり指定する予定であるので、関係図書を、環境エネルギー部環境企画課及び各総合支庁保健福祉環境部環境課並びに関係市役所及び関係町役場において縦覧に供する。

なお、当該水資源保全地域の住民及び利害関係人は、この告示に係る指定について、平成26年3月3日までに知事に意見書を提出することができる。

平成26年2月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 名 称 米沢市大荒沢水源地水資源保全地域
  - (2) 区 域 米沢市513林班い小班の一部及びろ小班、514林班、515林班並びに519林班い小班
- 2 (1) 名 称 米沢市鬼面川貯水池水資源保全地域
  - (2) 区 域 米沢市412林班から426林班まで
- 3 (1) 名 称 南陽市小滝地区水資源保全地域
  - (2) 区 域 南陽市110林班は小班からほ小班まで、111林班から124林班まで及び155林班
- - (2) 区 域 東田川郡庄内町 1 林班から38林班まで、46林班、49林班から51林班まで、61林班、62林班の一部、63林班、75林班の一部及び76林班から78林班まで
- 5 (1) 名 称 遊佐町八森・藤井地区水資源保全地域
  - (2) 区 域 飽海郡遊佐町67林班に小班からへ小班まで

# 山形県告示第119号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援 に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を 含む。)の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成26年2月18日

	指	定	医	療	機	関	の	名	称		指	定	医	療	機	関	の	所	在	地	指定年月日
大			丸	L		Ž	薬			司	山形市	江俣	是五丁	1 目 3	番3	4号					平成25.12.7
Т	F	メ	デ	イン	カ ハ	レク	, j	=	ツ	ク	山形市	嶋北	三丁	一目 1	番1	1号					平成26. 2. 3

# 山形県告示第120号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成26年2月18日

山形県知事 吉 村 美栄子

	指	定	医	療	機	関	の	名	称		指	定	医	療	機	関	の	所	在	地	廃止年月日
大			丸	L		3	薬			局	山形市	江伊	是五丁	1 目 4	1番1	2号					平成25.12.6

# 山形県告示第121号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成26年2月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施 する事業の種類	指定介護機関の所在地	指定年月日
エ・アロール コンストラク ション・マネジメント	居宅介護支援	山形市八日町一丁目3番60号	平成26. 2. 1

### 山形県告示第122号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成26年2月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定施術機関の名称	開設者	指 定 施 術 機 関 の 所 在 地	指定年月日
てらづ高橋接骨院	高橋正樹	天童市大字寺津3358番地2	平成26. 1.27

# 山形県告示第123号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成26年2月18日

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サ	ービン	スの種	類	指定	年月日
株式会社ツクイ	ツクイ寒河江 寒河江市緑町108番2号	通	所	介	護	平成2	5. 10. 29
合同会社ほほえみ	ほほえみデイ七日町 山形市七日町二丁目7番43号	通	所	介	護	同	10. 30
さがえ西村山農業協同組合	さがえ西村山農業協同組合 寒河江市大字寒河江字久保2番地	通	所	介	護	同	11. 5

   株式会社ケアウェル	ココロケア河北	   訪	間	介	護	同	12.	2
THE TENT OF THE TE	西村山郡河北町谷地中央五丁目5番26号	10/3	11-1	<i>7</i> 1	以文	1.4	1. 7	
<b>サナクサケアウ</b> ・ 1	ココロリビング河北	通	所	$\wedge$	護		同	
株式会社ケアウェル	西村山郡河北町谷地中央五丁目5番26号	理	ולו	介	丧		[F]	
性や北受利に動けしないよい	つつじの家	诵	75	^	<b>≑#</b> :	<b>□</b>	10	0
特定非営利活動法人あじさい	寒河江市大字寒河江字塩水6番地1	迪	所	介	護	同	12.	9
株式会社マルマンファーマ	マルマン調剤薬局	昆纹	2療養	<b>答</b> 理1	上海	同	12.	94
体以去性マルマンファーマー	天童市久野本362番 4 号	冶セ	加克	官 垤1	旧等	FJ 12.		2 <del>4</del>
<b>左四人社ないだら</b> 英巳	有限会社あおぞら薬局	尼皮	2療養		化煤		同	
有限会社あおぞら薬局 	山形市城西町二丁目4番1号	店主	二原 食	官 垤1	旧等		[F]	
<b>友阻会社をおぶら薬具</b>	あおぞら薬局かすが店	足点	2療養	<b>答</b> 理1	上海			
有限会社あおぞら薬局 	山形市春日町13番28号	店主	二原 食	官 垤1	旧等	司		

# 山形県告示第124号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成26年2月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅介護支援事業者の 名称	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社ユニバーサル山形	居宅介護支援事業所つばさ天童 天童市南小畑五丁目5番14号	居宅介護支援	平成25.12.3
株式会社ケアウェル	ココロサポート河北居宅介護支援事業所 西村山郡河北町谷地中央五丁目5番26号	居宅介護支援	平成26. 1.30

# 山形県告示第125号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成26年2月18日

指定介護予防サービス事業者	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
の名称又は氏名	,	ノ こグパック 主人会	18 VC   /1 H
株式会社ツクイ	ツクイ寒河江	介護予防通所介護	平成25. 10. 29
体八云紅ノクイ	寒河江市緑町108番2号	月 读 了例 地別 月 读	平成25. 10. 29
○日○牡はほう 7。	ほほえみデイ七日町	○ 株式は選託会業	同 10.30
合同会社ほほえみ	山形市七日町二丁目7番43号	介護予防通所介護	同 10.30
さがき亜牡山農業协同知会	さがえ西村山農業協同組合	<b>众</b>	同 11.5
さがえ西村山農業協同組合 	寒河江市大字寒河江字久保 2 番地	介護予防通所介護	同 11.5
特定非営利活動法人あじさい	つつじの家	<b>企業文件選託企業</b>	<b>□</b> 19 0
特定非呂利伯凱伝人のしさい	寒河江市大字寒河江字塩水6番地1	介護予防通所介護	同 12.9
株式会社マルマンファーマ	マルマン調剤薬局	介護予防居宅療養	同 12.24
休式去社マルマンファーマー	天童市久野本362番 4 号	管理指導	同 12.24
<b>大四人なもれがき本日</b>	有限会社あおぞら薬局	介護予防居宅療養	同
有限会社あおぞら薬局 	山形市城西町二丁目4番1号	管理指導	l±1
<b>大四人なまれがき本日</b>	あおぞら薬局かすが店	介護予防居宅療養	
有限会社あおぞら薬局 	山形市春日町13番28号	管理指導	同

# 山形県告示第126号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成26年2月18日

山形県知事 吉 村 美栄子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サ	ービン	スの種	類	廃止年月日
株式会社葉山タクシー	葉山タクシー介護事業所 西村山郡河北町谷地甲22番地	訪	問	介	護	平成25. 12. 31

# 山形県告示第127号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成26年2月18日

山形県知事 吉 村 美栄子

指定居宅介護支援事業者の 名称	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
合同会社オリーブの木	オリーブの木指定居宅介護支援事業所 寒河江市大字柴橋1448番地35	居宅介護支援	平成25.12.31

# 山形県告示第128号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成26年2月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者 の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社葉山タクシー	葉山タクシー介護事業所 西村山郡河北町谷地甲22番地	介護予防訪問介護	平成25. 12. 31

# 山形県告示第129号

次の加入区に係る漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第2項の規定による漁獲共済に係る共済契約 の締結の申込みをすることについての同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成26年2月18日

- 1 (1) 加入区の名称 酒田市中部加入区
  - (2) 加入区の区域及び漁業の区分
    - イ 加入区の区域 酒田市北部加入区、酒田市南部加入区、酒田市浜中加入区、酒田市十里塚加入区及び 酒田市宮野浦加入区の区域以外の酒田市の区域(飛島を除く。)
    - ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船によりいか釣り漁業を主とする漁業、小型機船底びき網漁業、沖合底びき網漁業(総トン数15トン以上75トン未満の漁船によるものをいう。)及び小型いか釣り漁業(総トン数5トン以上30トン未満の漁船によるものをいう。)
- 2 (1) 加入区の名称酒田市中部加入区
  - (2) 加入区の区域及び漁業の区分
    - イ 加入区の区域 酒田市北部加入区、酒田市南部加入区、酒田市浜中加入区、酒田市十里塚加入区及び

酒田市宮野浦加入区の区域以外の酒田市の区域 (飛島を除く。)

ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業

3 (1) 加入区の名称

飛島法木加入区

(2) 加入区の区域及び漁業の区分

イ 加入区の区域 酒田市飛島字法木の区域

ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船によりいか釣り漁業を主とする漁業

4 (1) 加入区の名称

飛島中村加入区

(2) 加入区の区域及び漁業の区分

イ 加入区の区域 酒田市飛島字中村の区域

ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船によりいか釣り漁業を主とする漁業

5 (1) 加入区の名称

飛島勝浦加入区

(2) 加入区の区域及び漁業の区分

イ 加入区の区域 酒田市飛島字勝浦の区域

ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船によりいか釣り漁業を主とする漁業

6 (1) 加入区の名称

鶴岡市鼠ヶ関加入区

(2) 加入区の区域及び漁業の区分

イ 加入区の区域 鶴岡市五十川、温海、大岩川、小岩川、早田及び鼠ヶ関の区域

ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船により刺網若しくははえ縄を使用して、又は釣りによって 営む漁業を主とする漁業であって鶴岡市早田の区域の者が営むもの

7 (1) 加入区の名称

鶴岡市鼠ヶ関加入区

(2) 加入区の区域及び漁業の区分

イ 加入区の区域 鶴岡市五十川、温海、大岩川、小岩川、早田及び鼠ヶ関の区域

ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船により刺網若しくははえ縄を使用して、又は釣りによって 営む漁業を主とする漁業であって鶴岡市鼠ヶ関の区域の者が営むもの

### 山形県告示第130号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成26年2月18日から同年3月3日まで縦覧に供する。

平成26年2月18日

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 287号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
東置賜郡川西町大字中小松字八日町 同 字西田伯	丁下2893番から 中2479番5まで	旧	60.0 メートル く 6.5	メートル 564
同	上	新	60.0 メートル く 6.5	同上
同	上		60.0 メートル く 8.5	メートル 479

# 山形県告示第131号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成26年2月18日から同年3月3日まで縦覧に供する。

平成26年2月18日

山形県知事 吉 村 美栄子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 高畠川西線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延	長
東置賜郡川西町大字中小松字田仲2 同 字八日町	504番1から J下2885番まで	I I	60.0 メートル く 6.5	504	メートル
東置賜郡川西町大字中小松字田仲2 同 字八日町	504番1から J下2874番まで	· III	60.0 メートル く 13.5	518	メートル
同	Ŀ	新	60.0 メートル く 13.5	同	上

# 山形県告示第132号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成26年2月18日から同年3月3日まで縦覧に供する。

平成26年2月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 路 線 名 287号

2 供用開始の区間 東置賜郡川西町大字中小松字八日町下2893番から

同 字西田仲2479番5まで

東置賜郡川西町大字中小松字八日町下2893番から 同 字西田仲2479番5まで

3 供用開始の期日 平成26年2月20日

# 山形県告示第133号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成26年2月18日から同年3月3日まで縦覧に供する

平成26年2月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 路 線 名 高畠川西線

2 供用開始の区間 東置賜郡川西町大字中小松字八日町東2464番から

司 字町裏2092番1まで

3 供用開始の期日 平成26年2月20日

### 山形県告示第134号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定により次の都市計画を変更するため、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成26年2月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 都市計画の種類

川西都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

### 2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分

東置賜郡川西町大字大塚字八幡、字東大塚、字堤及び字北野二、大字西大塚字山下一、字山下二、字山下三、 字山下四、字山下五、字山下六、字山下七、字山下八、字山の下、字蔵久、字蔵久一、字蔵久二、字蔵久三、字蔵 久四、字蔵久五、字蔵久六、字蔵久七、字蔵久八、字蔵久九、字蔵久十、字蔵久十一、字原ノ前、字原ノ前一、字 原ノ前二、字根岸一、字根岸二、字根岸三、字根岸四、字筒源一、字筒源二、字早瀬二、字早瀬三、字高田、字高 田前、字高田北、字高田一、字高田二、字高田三、字高田四、字高田九、字大野、字大野北、字大野三、字大野 四、字田尻、字岡四、字岡五、字岡六、字岡七、字岡八、字岡原、字筒場、字薬師西、字薬師東、字堂ノ前、字堂 前五、字堂前六、字松森、字松森前、字松森東、字松森四、字松森五、字赤坂、字赤坂一、字赤坂二、字赤坂三、 字塚田、字塚田二、字塚田四中橋、字一里塚、字鍋穴一、字鍋穴二、字北ノ前、字檜、字桧一、字桧二、字桧三、 字桧四、字桧五、字桧六、字横道、字山田、字菊田一、字菊田二、字菊田三、字蛇藪一、字蛇藪二、字蛇藪三、字 北ノ裾、字米田、字北ノ沢、字新田一、字新田二、字新田山、字大小屋北、字大小屋南、字大小屋五、字糯田、字 道近一、字道近二、字北谷地、字代場、字中谷地、字大谷地一、字大谷地二、字大荒田、字東谷地、字館西一、字 館西二、字杉ノ下、字田見、字田見一、字田見二、字田見三、字田見四、字堀合、字田中橋、字荒小屋、字荒小屋 一、字荒小屋二、字荒小屋東六、字北大卷一、字北大卷二、字犬川一、字犬川二、字犬川三、字犬川四、字犬川 五、字日渡、字船橋、字仲沖一、字仲沖二、字仲沖三、字仲沖四、字仲沖五、字八幡、字八幡二、字八幡三、字八 幡四、字八幡五、字八幡六、字八幡七、字八幡八、字八幡九、字荒屋敷、字因幡、字因幡一、字安海壇、字八幡林 一、字八幡林二、字八幡林三、字八幡林四、字八幡林五、字林ノ下、字岡一、字岡三、字朽谷、字土白館、字田 尻、字十万、字元宿北、字元宿、字荒小屋東、字荒小屋東三及び字荒小屋東四、大字小松字龍蔵、字龍蔵北、字龍 蔵東及び字西常光橋、大字下小松字赤坂、字赤山、字谷地、字前谷地、字中野一、字中野二、字中野三、字中野四、 字中野五、字中野六、字中野七、字中野八、字下山、字深沢、字道前小屋、字西道前小屋、字東道前小屋、字北ノ 沢、字箕ノ輪、字雁境山、字雁境口、字雁境下五本松、字六百苅、字東千苅、字巣掛柳、字沖、字北沖、字東沖、 字前田、字活道壇、字鳩胸、字町尻、字玉館、字山ノ下、字蛇沢、字詠山、字竈ケ沢、字薬師沢、字舞台山、字大 場沢、字他屋、字佐田、字鉢呑在家、字道伝、字門前、字根岸及び字薬師堂、大字下奥田字堂ノ前、字館、字薬師堂、 字北館ノ内、字南館ノ内、字熊野堂、字北毘沙門堂、字南毘沙門堂、字穴沢口、字雨堤、字檀狭、字北神田、字東 堂御酒、字西堂御酒、字八幡堂、字南堂御酒、字館ノ在家及び字穴沢平並びに大字上小松字観音下地内

(2) 削除する部分

なし

- 3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所
  - (1) 期 間 平成26年2月18日から同年3月4日まで
  - (2)場 所 県土整備部都市計画課及び置賜総合支庁建設部道路計画課並びに川西町役場
- 4 その他

この都市計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

# 山形県告示第135号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定により次の都市計画を変更するため、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成26年2月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 都市計画の種類

大江都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

- 2 都市計画を変更する土地の区域
  - (1) 追加する部分 なし
  - (2) 削除する部分 なし
- 3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所
  - (1) 期 間 平成26年2月18日から同年3月4日まで
  - (2)場 所 県土整備部都市計画課及び村山総合支庁建設部西村山道路計画課並びに大江町役場
- 4 その他

この都市計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

### 山形県告示第136号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定により次の都市計画を変更するため、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成26年2月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画の種類及び名称
  - (1) 種 類 大江都市計画道路
  - (2) 名 称 3・4・1号左沢駅藤田山線、3・4・2号前田下モ原線、3・5・1号百目木前田通り線、3・5・3号薬師堂裏山線、3・6・1号左沢駅最上橋線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
  - (1) 3 · 4 · 1 号左沢駅藤田山線

ア 追加する部分 なし

イ 削除する部分 なし

(2) 3・4・2号前田下モ原線

ア 追加する部分 なし

イ 削除する部分 西村山郡大江町大字本郷字下モ原、字前及び字前表並びに大字荻野字原田及び字原ノ下 地内

(3) 3・5・1号百目木前田通り線

ア 追加する部分 なし

イ 削除する部分 なし

(4) 3・5・3号薬師堂裏山線

ア 追加する部分 なし

イ 削除する部分 なし

(5) 3・6・1号左沢駅最上橋線

アー追加する部分なし

イ 削除する部分 なし

- 3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所
  - (1) 期 間 平成26年2月18日から同年3月4日まで
  - (2) 場 所 県土整備部都市計画課及び村山総合支庁建設部西村山道路計画課並びに大江町役場
- 4 その他

この都市計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

# 山形県告示第137号

建築士法(昭和25年法律第202号)第9条第1項の規定により、二級建築士の免許を次のとおり取り消した。 平成26年2月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 免許の取消しをした年月日

平成26年2月5日

2 免許の取消しを受けた建築士の氏名及び登録番号

齋藤 好 第3954号

3 免許の取消しの理由

建築士法第8条の2第1号の規定による届出があったため。

### 山形県告示第138号

山形県証紙条例施行規則(昭和39年4月県規則第34号)第15条第1項の規定により、証紙の売りさばき所の変更 を次のとおり承認した。

平成26年2月18日

売りさばき人の名称 及び代表者氏名	売りさばき	7.37 F D D		
	変更前	変更後	承認年月日	
東根市農業協同組合 代表理事組合長	東根市大字羽入1793番地	同左		
佐藤 勝藏	東根市神町中央一丁目8番1号	同左	平成26. 1.27	
	東根市大字野川1325番地	同左	十双20. 1.27	
		東根市中央一丁目1番1号		

# 山形県告示第139号

山形県証紙条例施行規則(昭和39年4月県規則第34号)第16条第1項の規定により、次の証紙の売りさばき人から、次のとおり証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

平成26年2月18日

山形県知事 吉 村 美栄子

名称及び代表者氏名	所	在	地	売りさばき所の所在地	廃止年月日
東根市手をつなぐ育成会 会長 髙橋 清	東根市中央	一丁目	1番1号	同 左	平成26. 1.31

# 選挙管理委員会関係

告 示

# 山形県選挙管理委員会告示第7号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成26年2月18日

山形県選挙管理委員会 委員長 熊 谷 誠

1 政党の支部のうち国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏 名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党山形県山形市 第六支部	大 内 理 加	早 坂 和 夫	山形市大字七浦564	平成 25.12.27

2 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)のうち法第19条の7第1項第2号に係る国会議員 関係政治団体

政治団体の 名称	代表者の氏 名	会計責任者 の氏名	主たる事務所の所 在地	公職の候補者の 氏名	公職の種類	届出年月日
佐藤ゆかり 山形県後援 会	川上和彦	鹿島圭子	酒田市若竹町1- 13-27	佐 藤 ゆかり	参議院議員	平成 26. 1. 7

# 山形県選挙管理委員会告示第8号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号。以下「法」という。)第7条第1項の規定により、政治団体から次のと おり届出事項の異動の届出があった。

平成26年2月18日

山形県選挙管理委員会 委員長 熊 谷

誠

# 1 政党の支部

政治団体の名称	Ħ	私	事	邗			内						届出年月日			
	異	動	事	項	快		亲	折			[E	1		7曲山平月日		
	主たる	事務	所の	所在:	地	寒河地	江市日	和田4	11番	山形 26号	市南館	1丁目	1番			
自由民主党山形県電気 通信支部	代 表	者	の	氏:	名	阿	部	正	幸	浅	海	憲	夫	平成 26. 1.24		
	会計	責任	者(	の氏	名	佐	藤	辰	也	菅	野	栄	志			

# 2 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	 	内	容	  -  届出年月日
政品団体の名称	英 勤 <b>尹</b> 復	新	IΒ	
須藤のりお後援会	代表者の氏名	岸 正 弘	佐 藤 栄 作	平成 25. 3.18
小野寺佳克後援会	会計責任者の氏名	小野寺 美千子	帯 谷 伸 一	同 10. 4
みどりの風山形県支部	主たる事務所の所在地	山形市小白川町4-27 -5	山形市南原町3-16- 1 佐藤ビル	同 11.12
加藤鮎子地域政策研究会	政治団体の名称	加藤鮎子地域政策研究 会	若 鮎 会	同 11.19
柴田清正後援会	会計責任者の氏名	三 上 洋	柴 田 力	同 12.19
日本薬業政治連盟山形 県支部	会計責任者の氏名	長 沢 正 武	澁 谷 政 之	同 26. 1. 6
山形県商工政治連盟	主たる事務所の所在地	山形市東山形二丁目15 番6号	山形市春日町1番地22 号	1. 7
みどりの風山形県支部	国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第 1号に係る国会議員関 係政治団体かつ法第19 条の7第1項第2号に 係る国会議員関係政治 団体	法第19条の7第1項第 1号に係る国会議員関 係政治団体	同 1.9
	公職の候補者の氏名及 び公職の種類	舟山康江、参議院議員		
小川一博後援会	主たる事務所の所在地	西村山郡西川町岩根沢 111番地	西村山郡西川町大字綱 取362番地6	同
, /I N K K A	代表者の氏名	藤本昭一	吉田勇次	1. 10

とのおか和郎後援会	代:	表	者	の	氏	名	Щ	П	恒	助	加	藤	菊	茂	同	
	会計	十責	任	者(	の氏	名	殿	岡	健	市	桑	原		斎		1. 14

# 山形県選挙管理委員会告示第9号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成26年2月18日

山形県選挙管理委員会委員長 熊 谷

誠

誠

第2521号

その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代	表	者	Ø	氏 名	1	解 散 年 月 [	Ħ
新舘俊雄後援会	佐		藤	敏	幸		平成21. 8.30	
小松さだとし後援会	足		達	清	_	-	平成25. 3.31	
加藤義勝を励ます会	五	+	嵐	仲	治	ì	平成25. 9. 8	
税理士による鹿野道彦後援会	本		越		満	ĵ	平成25. 10. 23	
佐藤信雄後援会	遠		藤		隆	· hud	平成25. 10. 24	
鹿野道彦の会	髙		橋	文	夫		平成25. 11. 25	
佐藤征勝後援会	渡		部	長	和	ļ	平成25. 12. 16	
酒田飽海地区高橋和雄後援会「いきいき新世紀 を拓く会」	前		田	直	己	,	平成25.12.31	
髙橋一泰後援会	荒		生	栄	治	ì	平成25. 12. 31	

# 山形県選挙管理委員会告示第10号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により、公職の候補者から次のとおり届出事項の 異動の届出があった。

平成26年2月18日

山形県選挙管理委員会 委員長 熊 谷

内 容 届出をした 資金管理団 公職の種類 異動事項 届出年月日 者の氏名 体の名称 新 旧 加藤鮎子地 政治団体の名 加藤鮎子地域政策研 平成 角田鮎子 衆議院議員 域政策研究 若 鮎 称 究会 25. 11. 19 会

